**〇〇ガスからのお知らせ（ご契約中のお客さまへ）**

**ガス事業法に基づく第15条書面(案)**

　平素より〇〇ガスをご愛顧頂きありがとうございます。

　さて、国際情勢を背景とした資源・エネルギー価格の高騰により、国内の物価上昇が続いております。　また、皆様にご利用いただいておりますＬＰガス料金も、輸入価格や配送コストの上昇による影響を受け高騰しております。

この様な中、奈良県では家庭・企業等のＬＰガス料金の高騰の負担軽減を図る目的として奈良県ＬＰガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業として「奈良県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」が実施されます。当社といたしましても、本事業への補助金申請を行い、奈良県LPガス料金高騰対策支援金によりお客さまの負担軽減につなげられるよう対応して参ります。

つきましては、奈良県にお住いのお客様へ、令和5年９月から１１月までの間にLPガス料金について、値引きを実施させていただきます。

**値引きの実施方法　※ 奈良県ＬＰガス料金高騰対策事業の値引き方法とすること。**

　**１世帯（１メーター）につき、令和５年９月以降１１月までの検針における当初のガス料金から、上限３，６００円を値引きいたします。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業月（検針月） | パターン１ | パターン２ | パターン３ |
| ９月検針分 | ３，６００円 | 　 １，８００円 | 　 １，２００円 |
| 10月検針分 | 　　――― | 　 １，８００円 | 　 １，２００円 |
| 11月検針分 | 　　――― | 　　　――― |  　１，２００円 |
| 合　　計 |  ３，６００円 | 　 ３，６００円 |  　３，６００円 |

　　　　各世帯一回のみの値引きとなります。また、お客さまと当社が本年９月１日時点で供給契約を締結していることが支援の条件となります。

９月検針分の料金が３，６００円に満たない場合は、満たない金額を１０月検針分にて値引きし、１０月検針分でも満たない場合は、１１月検針分にて値引きします。

　　　※　値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と、口座引き落としや集金などのお支払い時に値引き後の価格で対応させて頂く場合があります。詳しくはお問合せ窓口までご連絡下さい。

　　　　　　　　　　国、府（県）、市町村、（一社）日本コミュニティーガス協会や奈良県ＬＰガス協会からお客さまへの口座に値引き額が振り込まれることはありません。ガス事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。

ご注意

　　　　　　　　　　また、本事業の実施に際して、奈良県LPガス協会やガス販売事業者などが、個人情報や手数料を求めることはありません。

　　　　お問合せ先　　㈱〇〇ガス　お客様センター　　電話番号　××―×××―××××

　　　　　　　　　　　受付時間　９時　から　１７時まで　（土日・祝日、年末年始を除く）

　　　　　　　　　　　**㈱〇〇ガス　（登録番号　Ｇ００××）**

　　　　　　　　　　　　　　　大阪市中央区備後町〇－〇－〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　０６－６２３１－〇〇〇〇